（厚生労働省設置法の一部改正）

第七条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第四号中「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）」の下に「、臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）」を加える。

（政令への委任）

第八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

条約

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第六号

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定

前文

日本国及びイラン・イスラム共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国の相互の利益のために経済的協力を強化することを希望し、

投資分野における両締約国の経済的な資源及び潜在的な便益を活用すること並びに両締約国の投資家によるそれぞれ他方の締約国の領域における投資のための良好な条件を作り出し、及び維持することを意図し、

両締約国の投資家によるそれぞれ他方の締約国の領域における投資を促進し、及び保護することの必要性を認識して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、この協定において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

1　「投資財産」とは、一方の締約国の投資家により、他方の締約国の領域において、当該他方の締約国の法令に従って直接又は間接に投資される全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(a)　企業及び企業の支店
(b)　株式、出資その他の形態の企業の持分
(c)　債券、社債、貸付金その他の債務証書
(d)　先物、オプションその他の派生商品
(e)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
(f)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
(g)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）
(h)　法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）
(i)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

「投資財産」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、資本利得、配当、使用料及び手数料をもいう。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

2　「締約国の投資家」とは、次の一方の締約国の者又は企業であって、他方の締約国の領域において投資を行うものをいう。

(a)　当該一方の締約国の法令によりその国民と認められる自然人
(b)　当該一方の締約国の法令に基づいて設立された企業であって、その本店が当該一方の締約国の領域に設置されており、又は当該一方の締約国の領域において現実の経済活動を行っているもの

3　「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

4　「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

5　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

6　「領域」とは、いずれか一方の締約国の主権の下にある区域（領海を含む。）並びに当該一方の締約国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

第二条　投資の促進

1　いずれの一方の締約国も、自国の投資家に対し、他方の締約国の領域において投資を行うよう奨励する。

2　いずれの一方の締約国も、自国の法令に従い、自国の領域において他方の締約国の投資家による投資を誘引するための良好な条件を作り出す。

第三条　投資の許可

1　いずれの一方の締約国も、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

2　この協定は、投資を受け入れる締約国の法令により投資の認可を得ることが求められる場合には、当該締約国の権限のある当局の認可を得た投資について適用する。イラン・イスラム共和国の権限のある当局は、イラン投資・経済技術援助機構又はこれを承継する他の当局である。

第四条　投資の保護

1　一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇又は第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇のうち、当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利な待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　一方の締約国は、自由貿易地域、関税同盟、共同市場若しくはこれらに類する地域的な機関を設立する協定又は二重課税の回避のための条約により、第三国の投資家に対して特別の利益又は権利を与えた場合又は将来与えることとなる場合には、他方の締約国の投資家に対し、そのような利益又は権利を与える義務を負うものではない。

3　1の規定は、いずれか一方の締約国が、租税に関する自国の法令に従って与える待遇の間に差異を設けることを妨げるものではない。

第五条　一般的待遇

一方の締約国の投資家の投資財産は、他方の締約国の領域において、常に公正かつ衡平な待遇を与えられ、並びに十分な保護及び保障を享受する。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

第六条　義務の遵守

いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の投資財産に関して義務を負っている場合には、当該義務を遵守する。